

福島の復興・再生に向けた取組状況

令和4年2月12日



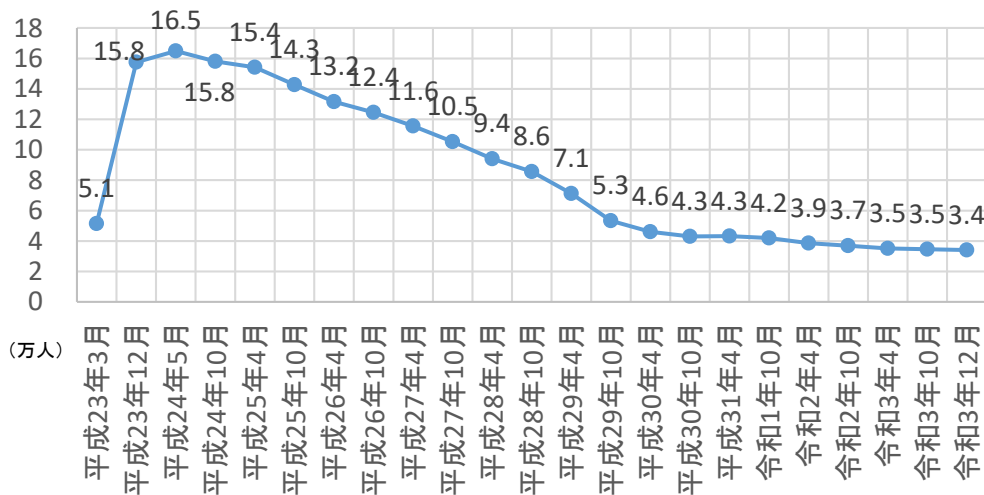
目 次

1. 避難地域を巡る現状	2
2. 特定復興再生拠点区域の整備	5
3. 移住・定住等の促進	6
4. 福島イノベーション・コースト構想	8
5. 風評払拭・リスクコミュニケーション	11
参考資料	14

1. 避難地域を巡る現状

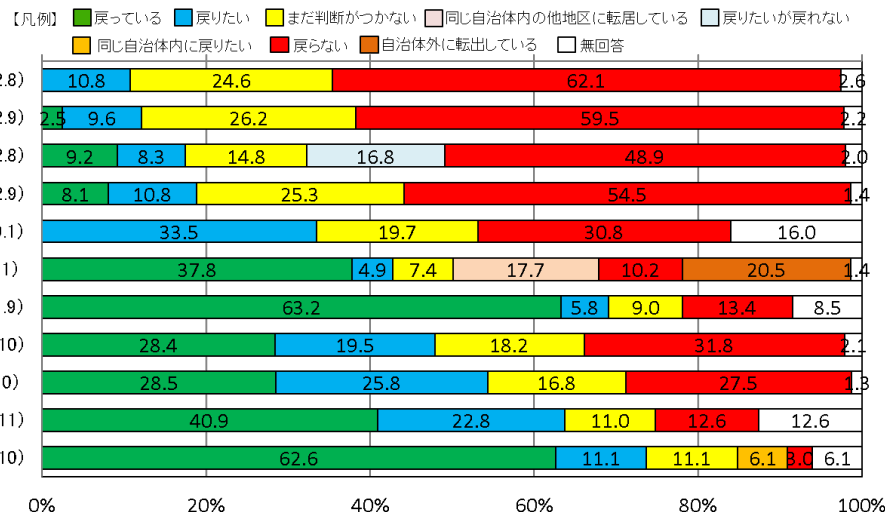
- 福島県全体の避難者は、令和3年12月時点で、県内・県外を合わせて3.4万人。心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、きめ細かい支援を行う。
- 令和2年3月までに帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除。避難指示が解除された区域全体の居住者は、約1.5万人（避難指示が出された地域全体の住民基本台帳人口は約6.6万人）（令和4年1月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除の時期の違い等により、自治体によっては、「戻らない」と回答した方が5～6割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も3～4割程度いる。
- 避難地域の復興の実現に向け、買い物、医療、介護、福祉、教育、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な帰還環境の整備を進める。人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組が必要。

○福島県全体の避難者数



出典：平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（福島県災害対策本部）を元に復興庁作成

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）



※「令和2年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（令和3年2月19日復興庁公表）を基に作成。
 （南相馬市・葛尾村は令和元年度、楢葉町は平成29年度、飯館村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結果を使用。）

※（ ）内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

(参考) 生活環境整備の状況

- 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
24時間体制で地域の中核的な医療を担う
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年4月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくま
もみの木苑」開設
2021年2月 大熊町診療所 開所

ふたば医療センター



住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：
計画戸数453戸うち423戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

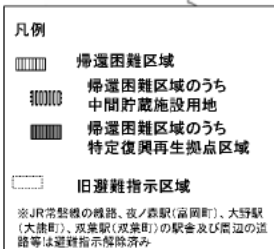
教育

小中学校再開：10市町村再開済
新規開校等：
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年4月「いいたて希望の里学園」開校
2021年4月「川内小中学園」開校

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設化
〔常磐自動車道〕
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通

田ノ入工業団地
手前：リセア
奥：大橋機産



働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
2020年3月 富岡町 富岡産業団地 第2期区画供用開始
2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働

買い物

2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業



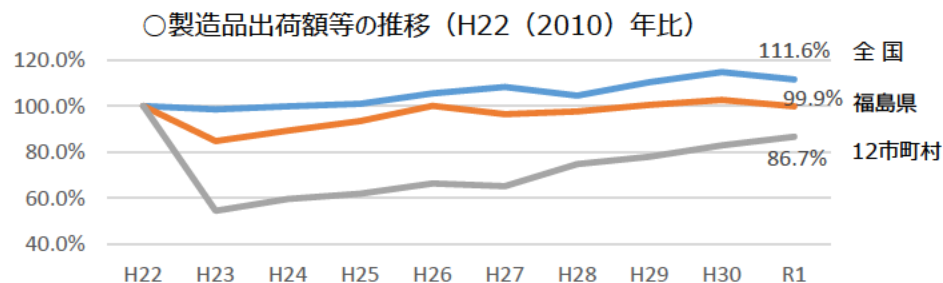
Jヴィレッジ駅開業式



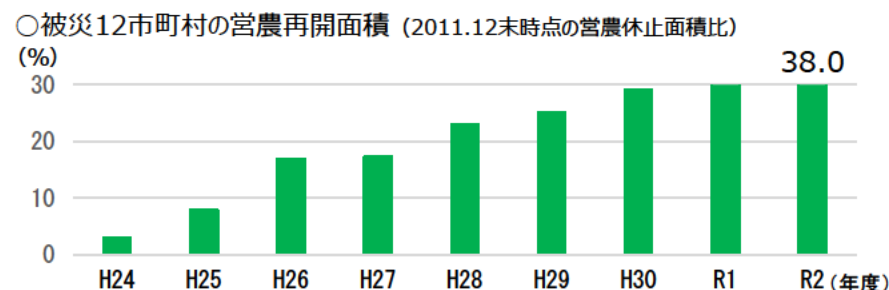
道の駅「なみえ」

(参考) 産業の状況

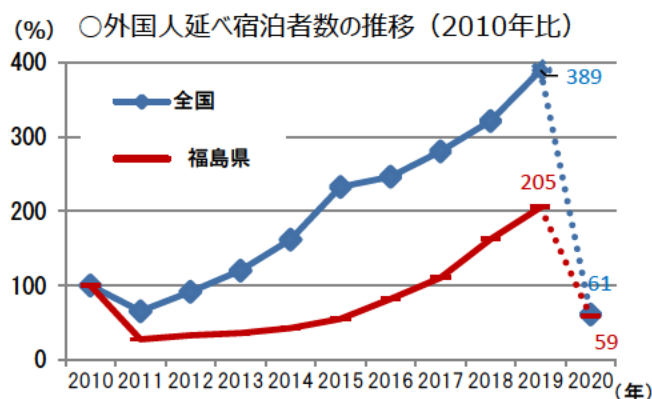
- 製造品出荷額等は、県全体では震災前と同程度に回復したが、全国と比して低調。12市町村では8～9割程度の回復状況。原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の38%（令和2年度時点）。福島県における外国人延べ宿泊者数は、震災前の2倍となるが、伸び率が全国と比して低調（令和元年時点）。福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。令和3年3月に試験操業を終え、現在は本格操業への移行期間。沿岸漁業等の水揚げ量は震災前の18%（令和2年時点）。林業産出額については、震災前の82%（令和元年時点）。
- 今後の課題は、電気等や建設分野に留まらない、新たな産業基盤の構築と、これを支える人材の確保。営農再開の加速化、観光復興促進、放射性物質対策と一体となった森林整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復。
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響についても、その把握に努めるとともに、復興に支障が生じないように取り組む。



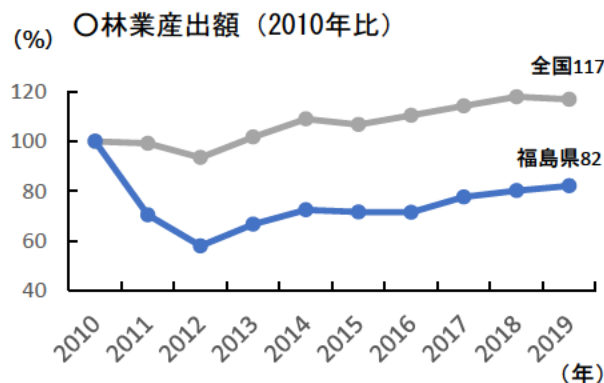
（出典）工業統計調査（経済産業省、福島県）、経済センサス活動調査（経済産業省、福島県）より抜粋・加工。
なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。



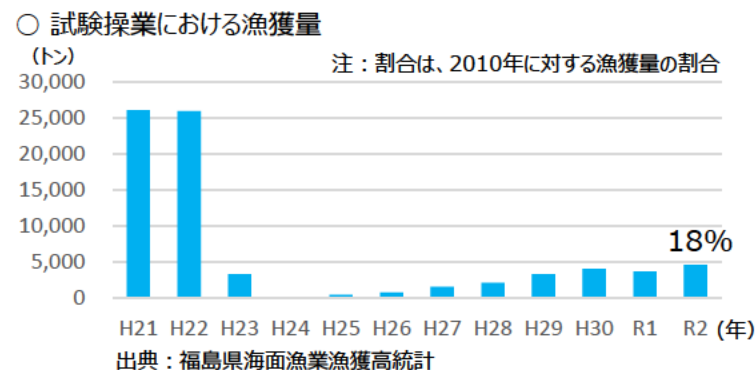
出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和2年度事業実績報告書」



出典：観光庁宿泊旅行統計 ※従業員10人以上の宿泊施設を対象
（注）2020年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。



出典：農林水産省「林業産出額」



出典：福島県海面漁業漁獲高統計

- 震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- 平成24年6月から、放射性物質調査の結果を踏まえ、安全性が確保できることが確認された魚種の試験操業を開始。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大。
- 令和3年3月に試験操業を終了。4月からは本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚げの拡大を図っている。

2. 特定復興再生拠点区域の整備

- 帰還困難区域を有する6町村では特定復興再生拠点区域が設定され、総理が認定した計画に基づき、除染やインフラ整備等を推進。2022年春以降（大熊町、双葉町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除に向けて、準備宿泊等を進めているところ。
- 避難指示解除はまちづくりの出発点。居住人口を確保するため、帰還環境整備に加え、新たな住民の呼び込みが課題。今後、移住・定住の促進と併せて、営農含めた産業再生やまちの賑わい創出等に資する取組を強化することが必要である。



双葉駅西側地区の造成状況



大野駅(大熊町)の復旧

3. 移住・定住等の促進

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、**「復興の担い手」となる移住人材の確保が必要**。
 - 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等を呼び込む戦略が必要。
- ➡ ①12市町村自ら**移住施策の創意工夫**、②ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**、③**12市町村が広域的に連携する仕組み**を進めるとともに、④移住関心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。
- ➡ 令和4年度から、移住者の住宅確保支援を強化するため、移住者が居住用に空き家を賃借又は購入する場合の改修費等補助や移住者が入居する賃貸住宅の家賃低廉化補助について、交付金の対象事業として追加・拡充する予定。

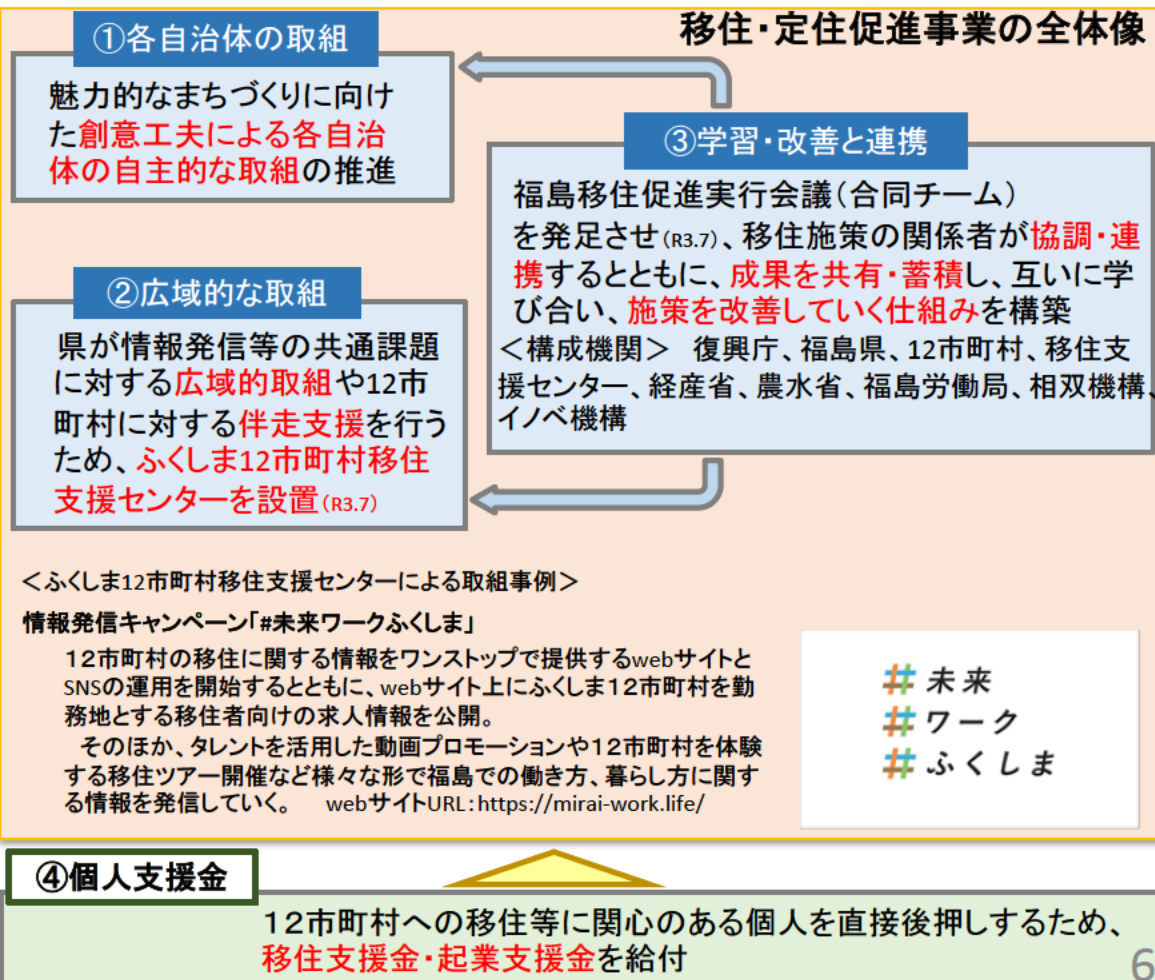
福島再生加速化交付金における支援措置

（1）地方自治体の自主性に基づく事業への支援

- 福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援
 - 【支援対象地域】 福島県の12市町村
 - 【事業費上限額】 原則：福島県8億円、市町村4億円
補助率3／4、残る地方負担分は震災特交を充当
 - 【支援対象施策】 移住・定住の促進
(コワーキングスペースや移住者が居住する空き家の改修など一定のハード事業も対象)

（2）移住者等に対する個人支援

- 福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付（給付は福島県が実施）
 - ① 移住支援金
福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者（最大200万円）
 - ② 起業支援金
①に加えて、福島県外から12市町村に5年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合（最大400万円）

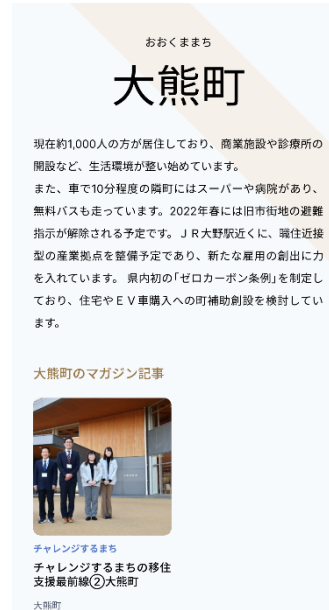


(参考) #未来ワークふくしま

【Webサイト】

1 2 市町村の仕事に関する情報（ふくしま 1 2 市町を勤務地とする移住者向けの求人情報）、暮らしに関する情報（平均家賃など）、移住支援金や交通費補助などの支援制度の紹介、先輩移住者インタビューを公開。情報は今後も続々追加予定。

webサイトURL : <https://mirai-work.life/>



【SNS】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指す。※画像はすべて投稿イメージです

twitter



@miraiwork_life



instagram



@miraiwork_life



facebook



mirai.work.fukushima



4. 福島イノベーション・コースト構想

- 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。
ー福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所。浜通り地域で658件の実証（令和3年11月まで）。
令和3年10月には国際的ロボット競技大会World Robot Summit 2020の福島大会（インフラ・災害対応分野）を開催。
ー世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において令和2年3月に水素の製造を開始。製造した水素は、県内の公共施設等や、地域の実証モデル事業で活用。また、東京2020大会では聖火リレーのトーチ、聖火台等に活用。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月開館。入館者が約9万4千人（令和3年12月末時点）。
- 令和2年9月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展。空飛ぶクルマの実証試験や消防訓練でも活用。
- 本構想をさらに発展させるため、令和2年12月の復興推進会議において、国際教育研究拠点の新設を決定し、令和3年11月の復興推進会議において法人形態等を決定。本年2月に「福島国際研究教育機構」を設立するための法案を国会に提出しており、3月に本機構の基本構想を策定予定。

主な拠点、プロジェクト等



ロボット

福島ロボットテスト
フィールド(RTF)
(南相馬市、浪江町)
(福島県運営)



RTFでの取り組み事例



空飛ぶクルマの飛行試験

エネルギー

福島水素エネルギー
研究フィールド
(浪江町) (NEDO運営)



消防訓練

廃炉

廃炉関連施設（日本原子力研究
開発機構運営）

- ①大熊分析・研究センター（大熊町）
- ②廃炉環境国際共同研究センター（富岡町）
- ③楢葉遠隔技術開発センター（楢葉町）



大熊分析・研究センター



廃炉環境国際共同研究センター

東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町) (福島県運営)

農林水産業

ロボットトラクタの開発及び
実証 (南相馬市)

ドローンを活用したスマート
農業実証 (南相馬市)



衛星測位情報を用いた自動運転
により作業時間を4割削減

ほ場のセンシングデータを
AI解析し適正な施肥・防除

(参考) 国際教育研究拠点の法人形態等について

[令和3年11月26日復興推進会議決定]

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

(1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発を実施する。

(2) 産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

(3) 人材育成機能

- **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する継続的な人材育成**等を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、**法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

(参考) ・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- 関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管。
- 長期・安定的に運営できるよう、復興財源等で予算を確保するとともに、外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行。

今後の予定

- **新法人の設立法案**について次期通常国会への提出を図る。令和3年度内に**基本構想**を策定。
- **令和4年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

(参考) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について (概要)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正案の概要

(1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

(2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣（※）**は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う**。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない**。
- ⑥ **福島国際研究教育機構**は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：**新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等**
- (2) 産業化：**研究開発の成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営や協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：**研究開発に係る情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：**協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等**に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

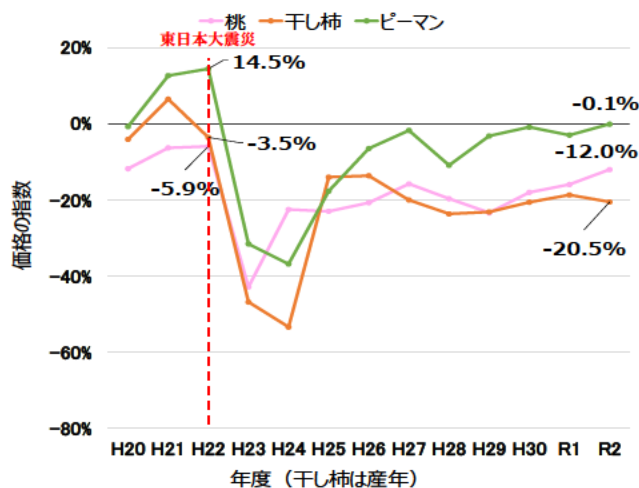
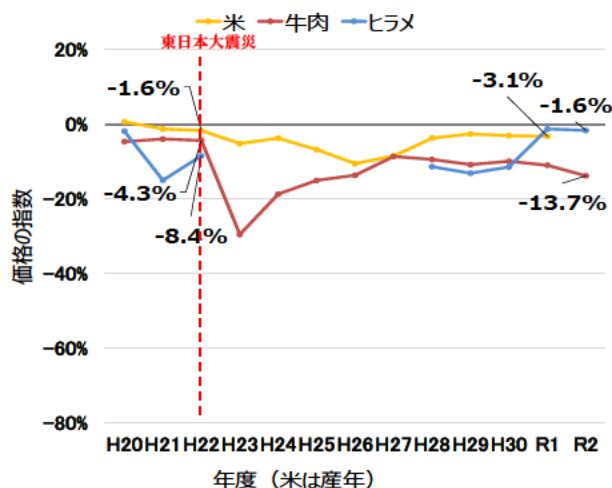
閣議決定日：令和4年2月8日

施行日：公布から3月を超えない範囲で政令で定める日
(一部の規定は公布日)

5. 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 福島県農産物等の価格は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に回復。ただし、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況。
- 輸入規制措置を講じた55か国・地域のうち、41か国・地域が規制を撤廃、12か国・地域が規制を緩和（令和3年10月時点）。
- 農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組んでいる。
- ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、令和3年4月の処分方針の決定を受け、8月20日に開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。パッケージに盛り込んだ施策については、令和3年12月に開催された「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」で策定された「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」にも反映。
- 令和4年度予算案においては、効果的な情報発信の更なる強化や福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取組を支援するため、風評対策予算を令和3年度と同額の20億円を計上。

農産物等の福島県産と全国平均の価格差



※令和2年度は、令和2年12月までの実績を使用
 ※ヒラメは、平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された

出典：農林水産省「令和2年度福島県産農産物等流通実態調査」

ALPS処理水に係る理解醸成に向けた 情報発信等施策パッケージ

(令和3年8月20日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース)

1. 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信
2. 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信
3. 海外に向けて関係省庁が連携し、積極的に発信
4. 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

(参考) ALPS処理水に係る情報発信

<基本的な考え方>

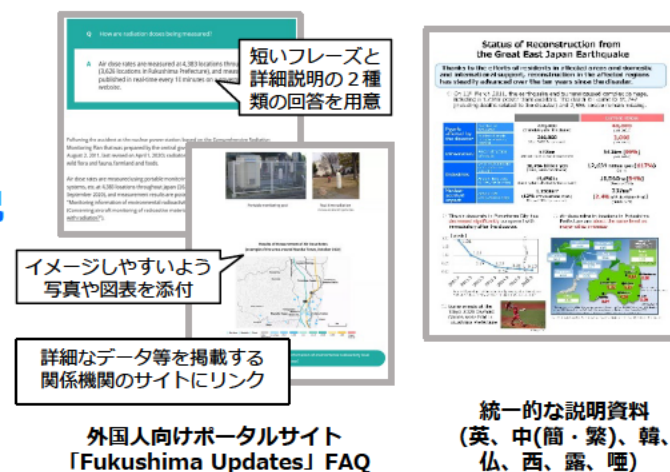
- 科学的根拠に基づいた正確な情報をできるだけ多くの方に届けて理解・納得してもらう。
- 関係省庁と連携したコンテンツの作成・発信を実施。

1. 誰でも分かりやすく、かつ関心を持ってもらうことを意識したコンテンツの作成・発信

- ・ チラシ・動画の作成・公開
- ・ 今後、様々なメディアの活用を検討。その際、インターネットを最大限活用。プッシュ型広告により、しっかりと「届ける」広報を展開。

2. 海外に向けた情報発信の強化

- ・ 外国人の疑問に答えることを主目的にしたポータルサイト「Fukushima Updates」を令和3年3月に開設。関係機関が一体となって情報の更新等に努めることにより、海外に向けた情報発信の最前線ツールとなることを目指す。ALPS処理水に関するFAQも追加。
- ・ 関係省庁と連携し、インフルエンサーの活用を含め、各国・地域の状況に応じたきめ細かな広報対応を検討・実施。
- ・ 輸入規制の緩和・撤廃に向けて、各府省政務が各国等代表と面談する際に使用するための統一的な説明資料を作成し、関係省庁に依頼。
- ・ ロンドンにおいて、輸入規制の撤廃に向けた、食・観光など被災地の魅力を紹介するイベントを開催（令和4年3月予定）。



3. 自治体による風評払拭の取組支援

- ・ 福島県及び県内市町村に向けた交付金を令和3年度に新設（10億円）。自治体の創意工夫による情報発信やイベント実施などの風評払拭の取組を支援。
- ・ 福島県内の自治体と連携し、大阪市内において、食・観光など福島の魅力や復興の進捗を発信するイベントを開催（令和4年3月予定）。

4. 国内外の認識状況等の把握

- ・ 国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査等を活用してALPS処理水の安全性等への認識状況等について調査し、その結果を関係省庁と共有し、各府省庁の施策に反映していく予定。

(参考) 地域情報発信交付金 事業概要

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 初年度である令和3年度は、福島県及び20市町村による39事業について、交付決定。

【事業の例】

体験等企画実施(イベント)

「ふくしまプライド。」海外販路 回復・拡大事業

海外の飲食店や量販店とのタイアップにより県産品のフェアを開催。フェアにインフルエンサーを招聘し、消費者に食品の安全性を発信する。



事業イメージ

体験等企画実施(モニターツアー)

アウトドアコンテンツを軸とした 檜葉の魅力体感・発信事業

アウトドアをテーマにモニターツアーを開催し、参加者によるSNS投稿を通じて情報発信を行う。また、町の観光資源をPRする動画制作や、観光特設サイトの作成を行う。

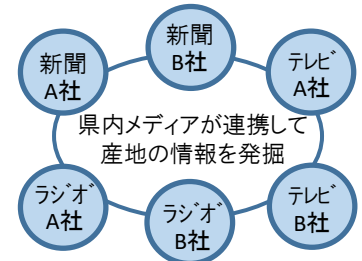


事業実施箇所(木戸川溪谷)

情報発信コンテンツ作成
ポータルサイト構築

ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業

水産物の安全性を発信するため、テレビ・ラジオ・新聞等、県内オールメディアが県外メディアと連携して漁業の魅力を発信。併せて漁業や「常磐もの」を紹介するサイトを構築。



事業実施体制イメージ

情報発信を行う
人材の確保・活用

震災と復興を未来へつむぐ 高校生語り部事業

震災の事実や教訓を継承・発信するため、高校生を対象に語り部としての研修を行うとともに、県外の学校との交流等を通じて、福島のことを発信する。



事業イメージ

參考資料

ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

- (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開
 - ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
 - ・ 海域モニタリング結果を発信 等
- (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備
 - ・ ウェブ上でのプッシュ型広告を可能な限り活用
 - ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
 - ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合いに合わせて情報を入手できる環境を整備 等
- (3) 消費者等の安心につながる取組の展開
 - ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
 - ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
 - ・ 放射線専門家や料理人等を起用
 - ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
 - ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等
- (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化
 - ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等
- (5) 政府一体となった施策実施体制の構築
 - ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

- (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
 - ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等
- (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施
- (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

- (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応
 - ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
 - ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
 - ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等
- (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい
 - ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
 - ・ 輸入規制国の報道関係者の現地視察 等
- (3) 国際機関との緊密な協力
 - ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信
- (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明
 - ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等
- (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインプレスセンターにブースを設置し説明 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

- (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握
 - ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査により継続的に把握
- (2) 風評影響の把握
 - ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
 - ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析
- (3) 風評構造の分析
 - ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造（メカニズム）等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

令和4年度復興庁予算概算決定のポイント

令和4年度概算決定額(復興庁所管): 5,790億円 [前年度予算額: 6,216億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援: 278億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (115億円)
 - 被災した児童生徒等への就学等支援 (26億円)
 - 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
 - 仮設住宅等 (8億円)
 - 被災者生活再建支援金補助金 (25億円)
 - 地域医療再生基金 (29億円)
- 等

産業・生業(なりわい)の再生: 347億円

ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- 新** 水産業復興販売加速化支援事業(41億円)
 - 新** 福島県次世代漁業人材確保支援事業(4億円)・福島県農林水産業復興創生事業(41億円)
 - 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(30億円)
 - 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(141億円)
 - 拡** 福島県における観光関連復興支援事業(5億円)
 - 新** ブルーツーリズム推進支援事業(3億円)
- 等

住宅再建・復興まちづくり: 508億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (221億円)
 - 社会資本整備総合交付金 (103億円)
 - 森林整備事業 (46億円)
 - 災害復旧事業 (85億円)
 - ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円)
- 等

原子力災害からの復興・再生: 4,452億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- 特定復興再生拠点整備事業(445億円)
 - 新** 特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業(14億円)
 - 福島再生加速化交付金(701億円)・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(88億円)
 - 中間貯蔵施設の整備等(1,981億円)・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(638億円)
 - 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(271億円)
 - 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円)
- 等

創造的復興: 157億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、国際教育研究拠点の構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 新** 国際教育研究拠点推進事業(25億円)
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(76億円)
- 移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- 福島県高付加価値産地展開支援事業(52億円)
- 「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円)

※ 上記のほか、**新**東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(46億円)を計上
※※ALPS処理水の処分に伴う対策のうち、復興特会においては、被災地又は被災者に対する事業を計上

福島復興・再生に向けた令和4年度概算決定のポイント

○さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等

【1,248億円（1,448億円）】

○福島再生加速化交付金 【701億円（721億円）】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

○特定復興再生拠点整備事業 【445億円（637億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【88億円（91億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

○特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業【14億円（新規）】

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向け、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を実施。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）

【786億円の内数（903億円の内数）】

- ・被災者支援総合交付金【115（125）】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【25（46）】※
- ・社会資本整備総合交付金（復興）【103（77）】※
- ・災害復旧事業【85（161）】※
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17（17）】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【26（34）】※
- ・地域医療再生基金【29（54）】

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【3,165億円の内数（3,177億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理【3,006億円の内数（3,014億円の内数）】

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【271（253）】
- ・中間貯蔵施設の整備等【1,981（1,872）】

等

②地域の生活環境の改善等 【159億円の内数（163億円の内数）】

- ・福島県浜通り地域等の教育再生【6（6）】
- ・鳥獣被害対策：帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4（4）】
- 及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」（再掲）の内数

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等

【540億円の内数（636億円の内数）】

①地域経済の再生等 【376億円の内数（494億円の内数）】

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【141（215）】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【30（44）】
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業【52（52）】
- ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1（1）】

等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【103億円（78億円）】

- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業【76（75）】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1（1）】
- ・国際教育研究拠点推進事業【25（新規）】

③風評払拭・農林水産業・観光関連【61億円の内数（64億円の内数）】

- ・福島県における観光関連復興支援事業【5（3）】
- ・フルーツリズム推進支援事業【3（新規）】※
- ・福島県農林水産業復興創生事業【41（47）】
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20（20）】
- （一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲）

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、4,452億円（令和3年度予算：4,673億円）。「創造的復興」の総額は、157億円（令和3年度予算：132億円）。

（備考2）※の概算決定額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

令和4年度概算決定
【〇〇（〇〇）】 令和3年度
当初予算
※単位：億円

メディアミックスによる情報発信

マンガで読む福島

放射線の基礎的情報、食品の安全性や健康影響に関する正しい知識を、マンガでわかりやすく紹介。



FMラジオ番組

番組と連携し、福島県の復興の状況や魅力、放射線の基礎的情報などについて動画やレポートにより発信するとともに、番組に寄せられた応援メッセージを掲載。



タブレット先生の



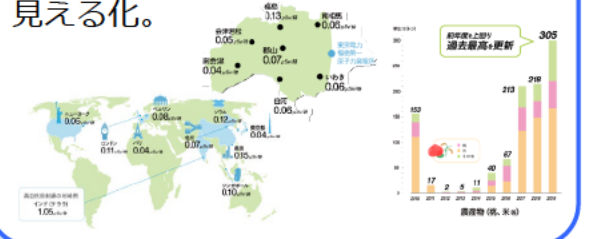
福島復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、TV、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等多くの媒体を活用したメディアミックスによる情報発信を実施。

ゲーム

「クイズ」や「すごろく」などのゲームにより、楽しみながら放射線の基礎的情報や福島県の魅力を発信。



福島の空間線量率、食品の安全性、観光などの情報が見える化。



人気YouTuber等インフルエンサーにより福島県産品の安全性と魅力を動画により発信。



復興庁YouTubeチャンネルから国内外に発信。



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、41の国・地域で輸入規制を撤廃、14の国・地域で輸入規制を継続。）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2021年10月10日現在）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
55	事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域 41	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、イスラエル、シンガポール、米国
	14	輸入規制を継続して措置	
		一部の都県等を対象に輸入停止 5 一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 9	香港、中国、台湾、韓国、マカオ EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、英国、仏領ポリネシア、ロシア、インドネシア

注1）規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
 注2）EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、2021年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。
 注3）タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例 ◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2020年 1月	フィリピン	2020年 1月	シンガポール	輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
9月	モロッコ	"	インドネシア	放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、エサ）→不要に 放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に
11月	エジプト	5月	インドネシア	放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→不要に
12月	レバノン	2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
"	UAE	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
2021年 1月	イスラエル	10月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小 （栽培されたきのこと類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等）
5月	シンガポール			
9月	米国			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。北アイルランドを除く英国については、2021年10月以前の旧EU規則に準拠。

出典：農林水産省ホームページ